

# 令和3年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業計画

## I 事業方針

令和2年1月に、日本国内で、初の新型コロナウイルス陽性感染者が報告されてから、私たちの生活は一変いたしました。同年3月より、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があった世帯を対象に生活福祉資金特例貸付が始まりました。地域では、高齢者を中心とした「社会的孤立」が一層進むなどの課題が生まれ、これまで以上に「社会的孤立」からの脱却に向け、地域、行政及び本会が連携を深めた包括的なケアへの取り組みが求められると考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響による新たな地域課題を加え、本会の基本理念にもある「ともに支えあうまちづくりを」を目指し、地域住民の協力のもと住民一人ひとりが尊重され、その人らしく生活できるまちづくりに一層努力してまいります。

## II 重点事項

### 1 住民が主体的に活動するためのしくみづくり

生活支援体制整備事業である、「ささえあい井戸端会議」の体制づくりは、現在までに11地区の立ち上げ支援を行ってまいりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動が中断され、地域福祉活動の在り方について、再考を余儀なくされています。

令和3年度は、「with コロナ」の視点で地域課題を整理し、地域での支えあい活動を再構成、改善を行いながら、既存の11地区での取り組み支援に努めてまいります。残り3地区についても「ささえあい井戸端会議」の発足に向けた働きかけを行ってまいります。

### 2 生活困窮者に対する支援の充実

総合相談事業、生活福祉資金貸付事業、生活応援事業等のサービスや制度単体では対応が困難な事例が多く、新型コロナウイルス感染症による世帯の経済状況の悪化など、地域で経済的に自立した生活を送れるよう「断らない相談」や「つなぐ相談」に努め、総合的に支援する体制の確保を図ってまいります。

### 3 住民が安心して生活できる権利擁護の体制づくり

高齢や障がいがあっても安心して地域での社会生活が継続できるよう、日常生活自立支援事業や法人後見事業を行っております。また、成年後見の担い手として、同じ生活圏域で日常的に見守り、権利擁護を担う「市民後見サポーター」を育成するため、神奈川県社会福祉協議会、近隣市の社会福祉協議会と共同で市民後見人養成講座を開催します。

また、住民が安心して生活できるよう、綾瀬市が進めている成年後見中核機関等の権利擁護体制整備の検討に参加してまいります。